

令和8年10月1日

懲戒処分等の公表について

国保水俣市立総合医療センター

このことについて、「水俣市病院事業企業職員の懲戒処分等の基準に関する規程」に基づき、水俣市病院事業職員の懲戒処分等を行いましたので公表します。

記

1 処分対象者

所 属 薬剤科

職 種 薬剤師

性 別 男性

2 処分年月日及び処分内容

令和8年10月1日付け 減給10分の1 3月間

3 非違行為の概要及び処分理由

- ・薬剤科内の薬剤（ニトロペン、五苓散）を処方がない状態で使用し、後日返却する手続きを行った。本人には、薬剤の処方はされており、当日は持っておらず、後日返却すればよいと安易に考えていた。
- ・これらの行為は、公務員としての信用を失墜させるものであり、地方公務員法第33条に違反し、同法第29条第1項に該当するものと判断し、水俣市病院事業企業職員の懲戒処分等の基準に関する規程に基づき、懲戒処分として減給とした。

裏面あり

病院事業管理者コメント